

令和7年度 いきいきふれあいキャンプ 実施要項

京都府民生児童委員協議会

1 趣 旨

府内の父子家庭の親子が一同に集まる場を設定し、事業実施を通じて父と子のふれあいと父子家庭相互の交流を深め、併せて互いに連携しあえるリーダーを養成し、父子家庭の福祉の増進を図る。

2 主 催

京都府・京都府民生児童委員協議会

3 後 援

相楽地区民生児童委員協議会・相楽郡内町村（笠置町・和束町・精華町・南山城村）・京都府社会福祉協議会

4 協 力

府内父子（福祉）会

5 実 施 日

令和7年7月26日（土）～27日（日）〔1泊2日〕

6 場 所

相楽郡内アクティビティ施設等

（宿泊）友愛の丘（公益財団法人青少年野外活動総合センター）

〒610-0121 城陽市寺田南中芝80 TEL 0774-53-3566

7 対 象

京都府内（京都市を除く）に在住する父子家庭の親子で、別記要件に該当する30組程度

8 事業の内容

レクリエーション、父親交流会等

9 参 加 費

大人 1人 4,000円、子ども 1人 1,000円

10 参加申込み

(1) 申込締め切り 令和7年6月末まで

(2) 申込方法

チラシ並びに京都府・関係市町村の広報等に対応する形での参加申込等により居住地の民生児童委員を通じて申し込む。

なお、メール・SNS等により関係機関への直接申込みがある場合についても、参加を認めるものとする。

(別記)

参加できる父子家庭親子等の要件

1 父子家庭

- (1) 18歳未満の子どものいる家庭。
- (2) 父子ともにこの事業の趣旨を尊重し、団体行動に協力するとともに、参加者相互の交流を進んで行う家庭。

2 一時養育家庭

父親が仕事の関係などでどうしても参加できない時、父親に代わって父子家庭等一時養育家庭等の人から参加希望があれば認める。

3 その他

- (1) 参加する子どもについては、その保護者が夏の暑い時期に実施されることを十分考慮の上で、安全の確保や行動等に責任を持つことを原則とする。
- (2) 本事業の活動をお手伝いしていただくボランティアとして、元父子家庭の親・子又は民生児童委員の紹介を得た18歳以上の者のうちから概ね3名程度の参加を認める。
- (3) 東日本大震災に伴い、いきいきふれあいキャンプの開催地に避難されてきた前1項の要件に準じる母子等の宿泊を除く全ての行事への参加を認める。

<参 考>

令和6年度 参加実績

京都府内（京都市を除く）に在住する父子家庭の親子で、
父子家庭 9家族20人（こども10人）
スタッフ 43人